

3南監第 15 号
令和3年5月7日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 山下 秋則

随時監査報告書

地方自治法第199条第5項の規定による監査を南丹市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

記

- 1 監査の種類 令和3年度随時監査
- 2 監査対象 令和2年度末現在における水道事業に係る貯蔵品のたな卸状況について
- 3 監査の着眼点 保管の方法・場所は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているか等貯蔵品について適切な在庫管理が行われているか。
- 4 監査の主な実施内容
監査対象の確認一覧表の事前提出による書面確認、状況聴取並びに貯蔵品保管場所における在庫の確認
- 5 監査の実施場所及び日程
監査の実施場所 上下水道部上水道課他貯蔵品保管場所
監査実施日 令和3年4月26日（月）
- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項はなく、適正であると認められた。
引き続き、適正管理の徹底を望むものである。

3南監第 15 号
令和 3 年 5 月 7 日

南丹市議会議長 谷尻 宣雄 様

南丹市監査委員 川西 通夫
南丹市監査委員 山下 秋則

随時監査報告書

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査を南丹市監査基準に準拠して実施し、同条第 12 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

記

- 1 監査の種類 令和 3 年度随時監査
- 2 監査対象 令和 2 年度末現在における水道事業に係る貯蔵品のたな卸状況について
- 3 監査の着眼点 保管の方法・場所は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているか等貯蔵品について適切な在庫管理が行われているか。
- 4 監査の主な実施内容
監査対象の確認一覧表の事前提出による書面確認、状況聴取並びに貯蔵品保管場所における在庫の確認
- 5 監査の実施場所及び日程
監査の実施場所 上下水道部上水道課他貯蔵品保管場所
監査実施日 令和 3 年 4 月 26 日（月）
- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項はなく、適正であると認められた。
引き続き、適正管理の徹底を望むものである。